

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	大栄環境株式会社
【英訳名】	Daiei Kankyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 文雄
【本店の所在の場所】	大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1神戸ファッションプラザ
【電話番号】	078-857-6600
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 鱈部 仁
【縦覧に供する場所】	大栄環境株式会社グループ本部 (兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1神戸ファッションプラザ) 大栄環境株式会社関東営業部 (東京都港区港南二丁目4番8号大島ビル3階301号室) 大栄環境株式会社中部営業部 (愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番8号M L J丸の内ビル3階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金42円 総額4,165,369,152円

ロ 効力発生日
2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

ロ 現行定款第2条(目的)に「スポーツ振興事業」を追加するとともに、「ゴルフ場の経営及びゴルフ用品の販売」を当該「スポーツ振興事業」に集約するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く)として金子文雄、大田成幸、大仲一正及び村上知子を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役として、峯森章、村井一雅及び北嶋紀子を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額320百万円以内(うち社外取締役300万円以内)と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額46百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬額設定の件

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し、現在の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内と設定し、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を40,000株とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

第8号議案 社外取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件

社外取締役(監査等委員会である社外取締役を除く)に対し、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を16百万円以内と設定し、各事業年度において社外取締役に割り当てる譲渡制限付株式の上限を10,000株とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び報酬額設定の件

監査等委員会である取締役に対し、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を32百万円以内と設定し、各事業年度において社外取締役に割り当てる譲渡制限付株式の上限を20,000株とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	934,101	3,218	30	(注)1	可決 99.62
第2号議案 定款一部変更の件	937,147	172	30	(注)2	可決 99.95
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件					
金子 文雄	826,139	111,177	30	(注)3	可決 88.11
大田 成幸	907,200	30,119	30		可決 96.75
大仲 一正	907,202	30,117	30		可決 96.75
村上 知子	908,527	28,792	30		可決 96.89
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
峯森 章	901,186	36,130	30	(注)3	可決 96.11
村井 一雅	904,222	33,097	30		可決 96.43
北嶋 紀子	908,777	28,542	30		可決 96.92
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の 報酬額設定の件	936,421	259	669	(注)1	可決 99.87
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	936,377	303	669	(注)1	可決 99.86
第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締 役を除く)に対する業績連動型譲渡制限付 株式に係る報酬額設定の件	922,228	15,091	30	(注)1	可決 98.35
第8号議案 社外取締役(監査等委員である取締役を除 く)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及 び報酬額設定の件	870,600	66,719	30	(注)1	可決 92.85
第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付 株式報酬制度導入及び報酬額設定の件	838,774	98,545	30	(注)1	可決 89.45

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上